

浄化槽設置者（管理者）各位

三重県知事指定検査機関
 一般財団法人三重県水質検査センター
 三重県津市栄町三丁目 119番地
 TEL 059-213-7888
 FAX 059-213-7889

浄化槽法定検査の申し込みについて

浄化槽法第7条の規定により、浄化槽を新たに設置した場合は、公共用水域等の保全を図るため、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に指定検査機関による水質に関する検査を受けることが義務づけられています。なお、平成18年2月1日施行の改正浄化槽法により、検査を受けない場合は、指導・助言、勧告、命令、さらには命令に違反した場合は、過料といった内容が追加されました。

また、同法第11条により、浄化槽管理者は引き続き毎年1回、指定検査機関が行う水質に関する定期検査を受けなければならないと定められています。

三重県では、一般財団法人三重県水質検査センターが検査機関として指定を受けておりますので、下記により検査を申し込んで下さい。

記

1. 検査申込の方法

- ① 浄化槽法定検査の申請については、申込書に必要事項を記入して、あらかじめ別添の振込用紙にて最寄りの郵便局で下記人槽に該当する検査手数料をお振り込み下さい。
- ② 郵便振替払込受付証明書等及び設置場所のわかりやすい地図（住宅地図）を申込書に添付して下さい。
- ③ 提出方法は、郵送のほか、当センターへお持ちいただいても結構です。お持ちいただいた場合は、現金でのお支払いも受け付けております。
- ④ 当センターでは、内容を確認の上、浄化槽法定検査受付書を発行致しますので、浄化槽設置届出書又は建築確認申請書に必ず添付して市又は町の担当窓口へご提出下さい。
- ⑤ この手続きについては、浄化槽工事業者等に委託することができますのでご相談下さい。

三重県浄化槽指導要綱（概要）

第11条（設置等の手続）

…浄化槽の設置等をしようとする者は、…次の各号に定める書類を添付のうえ、4部作成し、市町村の長を経由して生活環境部長又は建築主事に提出するものとする。

- ・ 浄化槽法定検査のうち、浄化槽法第7条に規定する検査について、指定検査機関に検査依頼を行ったことを証する書類

2. 検査手数料（1基につき） ※検査手数料には消費税は課税されません。

20人槽以下	21人槽以上 100人槽以下	101人槽以上 300人槽以下	301人槽以上 500人槽以下	501人槽以上
8,000円	12,000円	18,000円	20,000円	25,000円

※お振込される場合は、7条検査料金支払専用紙「払込取扱票」をご使用下さい。

3. 検査実施日のお知らせ

検査実施日は、改めて書面にてご案内を差し上げます。（浄化槽使用開始時期等のお問い合わせをさせていただきます場合があります。）

浄化槽法定検査依頼書の記入方法について

記入漏れのないようお願い致します。

記入漏れ、捺印のないものは受付できかねますので、ご了承下さい。

1. 「設置者」とは浄化槽を設置する者（所有者、施主等）をいいます。
2. 「手続代行者」とは法定検査の依頼手続きを代行して行う者をいいます。
設置者の方には依頼書記載内容について十分に説明をお願いします。
3. 「設置場所（住所）」は浄化槽の設置場所を記入して下さい。
4. ①「建築物用途」の「番号」には本紙右ページに掲載している表の「建築物用途」に対応する「類似用途別番号」を記入して下さい。複合施設の場合には主たる用途の「類似用途別番号」を記入して下さい。
②「建築物用途名」は、「浄化槽調書」の6又は「浄化槽設置届出書」の4に記述した建築物用途の名称を記載して下さい。
③住宅の場合には「類似用途別番号」2の後に対応する枝番号を記入して下さい。
5. 「処理方式」について、3次処理装置（高度処理装置等）が設置される場合は、「処理方式」欄に追記して下さい。
6. 「設置予定日」、「使用開始予定日」は予定で結構ですので必ず記入して下さい。
7. 「申請用途」には市町に提出される際の用途に○を付けて下さい。
8. 「浄化槽工事業者」には浄化槽の工事業の登録、又は届出の事業者名、及び登録番号等を記入して下さい。
9. 「設置中止等の返金先」に計画が中止になった際に、払い戻しをさせていただきます。
10. 浄化槽法定検査受付書は大切に保管して下さい。
11. 中止、変更があった場合は、当センターまですみやかに連絡して下さい。

類似用途別番号	建築用途
1	集会場施設関係
2	住宅施設関係
3	宿泊施設関係
4	医療施設関係
5	店舗関係
6	娯楽施設関係
7	駐車場関係
8	学校施設関係
9	事務所関係
10	作業場関係
11	1～10に属さない施設

(JIS A3302 - 2000 より抜粋)

記入方法 4 - の枝番号付加について

住宅の別	類似用別途番号	枝番号
一般住宅	2	1
建売・分譲住宅	2	2
借家・共同住宅	2	3
別荘	2	4

上記に該当をしない住宅の別においては、類似用途別番号のみを記入して下さい。
(枝番号の記入無し)